

○横瀬町立横瀬小学校校舎整備検討委員会条例

平成30年6月14日

条例第19号

(設置)

第1条 横瀬町立横瀬小学校(以下「横瀬小学校」という。)校舎の整備を円滑に推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、横瀬小学校校舎整備検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、横瀬町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の要請に応じ、次の事項について調査審議する。

- (1) 横瀬小学校校舎の整備に係る基本構想及び基本計画に関すること。
- (2) 横瀬小学校校舎の整備に係る基本設計及び実施設計に関すること。
- (3) その他、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員18人以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 横瀬小学校を代表する者
- (3) 横瀬小学校に在籍する児童の保護者
- (4) 町民を代表する者
- (5) その他、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める所掌事務の終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長にともに事故あるとき又は委員長及び副委員長がともに欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事の決定は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 検討委員会は、第2条に規定する所掌事務を円滑に行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会に、分科会長を置く。

3 分科会の分科会長及び委員は、委員長が指名する。

4 分科会長は、分科会の事務を掌理し、分科会において調査審議した結果を、検討委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。